公益財団法人大原芸術財団競争的研究費等の運営・管理に係る体制整備に関する規程

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この規程は、「機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、公益財団法人大原芸術財団（以下「財団」という。）における競争的研究費等の運営・管理に係る責任体制、コンプライアンス教育、ルールの整備、予算執行に関する事務処理、不正防止計画及び内部監査について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　競争的研究費等　国、独立行政法人その他の機関から財団に配分される公募型の研究資金をいう。

二　構成員　財団に所属する役員、研究者、研究支援人材及び事務職員をいう。

第 2 章　責任体制

（最高管理責任者）

第 3 条　財団に、機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2　最高管理責任者は、代表理事をもって充てる。

3　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、これを構成員に周知するとともに、実施に必要な措置を講じる。

4　最高管理責任者は、基本方針及び具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会における審議を主導し、実施状況及び効果について役員と議論する。

5　最高管理責任者は、自ら啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上を図る。

（統括管理責任者）

第 4 条　財団に、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2　統括管理責任者は、財団本部長をもって充てる。

3　統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第 5 条　財団に、財団内の各部局等における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2　コンプライアンス推進責任者は、事業部長をもって充てる。

3　コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

4　コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理するとともに、定期的に啓発活動を実施する。

5　コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて指導する。

（監事）

第 6 条　監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について財団全体の観点から確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

2　監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因が、次条の不正防止計画に反映されているか、また、当該計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

（防止計画推進部署）

第 7 条　財団に、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）として、運営管理課を充てる。

2　防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに、不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

3　防止計画推進部署は、監事と連携し、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について、定期的に意見交換を行う。

4　防止計画推進部署は、第 20 条に定める内部監査担当と連携し、不正を発生させる要因について財団全体の状況を体系的に整理し、評価する。

第 3 章　コンプライアンス教育及び啓発活動

（教育計画の策定及び実施）

第 8 条　統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

2　財団は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（謝金・旅費等の支給を受ける学生等を含む。）に対し、コンプライアンス教育を実施する。

3　前項の教育は、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続、告発等の制度、不正が発覚した場合の懲戒処分及び弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置並びに財団における不正対策について説明する内容とする。

4　財団は、コンプライアンス教育の内容について定期的に点検し、必要な見直しを行うとともに、受講者の受講状況及び理解度を把握する。

（誓約書の提出）

第 9 条　財団は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、次に掲げる事項を含む誓約書等の提出を求める。

一　ガイドライン及び財団の規程等を遵守すること

二　不正を行わないこと

三　不正を行った場合は、機関の処分及び関係法令等に基づく責任を負うこと

（啓発活動）

第 10 条　財団は、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

2　啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のため、全ての構成員を対象として、既存の会議での啓発資料の配布、事務局内掲示板への掲示その他の方法により行う。

第 4 章　行動規範及びルールの整備

（行動規範）

第 11 条　最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を別に定める。

（ルールの明確化及び周知）

第 12 条　財団は、競争的研究費等の運営・管理に関するルールを、構成員にとって分かりやすいよう明確に定め、財団として統一を図る。

2　財団は、前項のルールの全体像を体系化し、構成員に分かりやすい形で周知する。

3　財団は、ルールと運用の実態が乖離していないかを定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

（職務権限）

第 13 条　財団は、競争的研究費等の事務処理（発注・検収・支払・物品管理等の会計関係、出張関係、採用等の人事関係を含む。）に関する構成員の権限及び責任について、職務分掌を定める。

2　財団は、各段階の関係者の職務権限を明確化し、職務権限に応じた決裁手続を定める。

第 5 章　相談・告発、調査及び懲戒

（相談窓口）

第 14 条　財団は、競争的研究費等の使用に関するルール等について、財団内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

（告発等の受付窓口）

第 15 条　財団は、財団内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出等を受け付ける窓口を設置する。

2　財団は、告発等の制度の具体的な利用方法について、コンプライアンス教育等を通じて構成員に周知徹底する。

3　財団は、業者等の外部者に対し、相談窓口及び告発等の窓口の連絡先、方法及び告発者の保護を含む手続について、ホームページ等で公表し、周知を図る。

（調査及び懲戒）

第 16 条　競争的研究費等の不正使用の疑いに係る相談、告発及び調査の手続並びに懲戒については、「研究活動における不正行為の防止等に関する規程」の例による。

2　財団は、前項の調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、協議する。

3　財団は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。

第 6 章　不正防止計画

（不正防止計画の策定）

第 17 条　統括管理責任者及び防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

2　不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する実効性のある内容とする。

3　不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

第 7 章　予算執行に関する事務処理

（発注、検収、非常勤雇用者の管理及び出張旅費）

第 18 条　物品・役務の発注、検収、非常勤雇用者の雇用管理及び出張旅費に係る事務処理については、「公益財団法人大原芸術財団における科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程」（以下「科研費研究実施規程」という。）第 8 条の例による。

2　前項の規定は、科研費以外の競争的研究費等についても、これを準用する。

（業者管理）

第 19 条　財団は、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、業者に対し周知徹底する。

2　財団は、一定の取引実績等を考慮した上で、業者に対し誓約書等の提出を求めることができる。

第 8 章　内部監査

（内部監査の実施体制）

第 20 条　内部監査の実施体制及び方法については、科研費研究実施規程第 9 条の例による。同条の規定により内部監査を担当する者（以下「内部監査担当」という。）は、監事とする。

2　内部監査担当は、必要に応じ、公認会計士その他の専門的な知識を有する外部の者を活用し、内部監査の質の向上を図る。

（監査結果の活用）

第 21 条　内部監査担当は、会計監査人と連携し、必要な情報提供を行うとともに、財団における不正防止に関する検討状況等について共有する。

2　財団は、内部監査による結果及び指摘に対する対応策について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて構成員に周知し、財団全体として同様の事案の発生を防止する。

第 9 章　方針の公表

（外部公表）

第 22 条　財団は、競争的研究費等の不正への取組に関する財団の方針等を、ホームページへの掲載その他の方法により、外部に公表する。

附則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。